

第483回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和4年6月16日(木) 12時54分～15時11分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和4年6月7日(火)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(15人) 北田國一, 川岡勝義, 高橋勝盛, 濱松照行, 箱崎照男, 米田輝隆,
樋口元武, 下前清弘, 林建志, 山田正通, 海野徹也, 川下求,
野田秀明, 高田幸典, 松下博紀

県(7人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	杉岡 光
	〃	主 事	永原 陽菜
	〃	主 査	小川 憲太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長, 中林主査, 木村主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第30号議案 広島県資源管理方針の変更等について

第31号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について

第32号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について

第33号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について

第34号議案 山口・広島及び広島・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について

(2) 協議事項

第35号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(3) 報告事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示について

全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員の表彰について

6 議事の経過

12時54分、事務局の福地次長から第483回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し15名全員が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

新任の林建志委員から自己紹介が行われた。

その後、議事録署名者に濱松委員と箱崎委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第30号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

議長 第30号議案「広島県資源管理方針の変更等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第30号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

杉岡主査 (資料1により、広島県資源管理方針の主な変更内容〔さば類の令和4管理年度の漁獲努力量の管理指標を更新すること等〕について説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

米田委員 管理指標の漁船6千隻は最大数か。実質は何隻か。

杉岡主査 直近5か年の漁船登録隻数の最大数としており、平成29年当時の実数となります。

米田委員 わかりました。

海野委員 代表系群と断ってはいませんが、関門海峡からサンマが入ってくる例があるように、瀬戸内海の場合は豊後水道や紀伊水道から魚が出入りするため、明確に区分することができるのか疑問があります。将来的にどのような管理をしていくのか、考えがあれば教えてください。

杉岡主査 国が魚種ごとの分布や生態を踏まえて、資源として評価できる範囲や規模を考慮して系群を設定しています。どの範囲で海や系群を区分するのが適切かとの議論はあると思いますが、現在の枠組みとしては瀬戸内海を一つの系群とされています。

海野委員 はい。ありがとうございます。

議長 他にありませんか。

なければ採決に移ります。第30号議案「広島県資源管理方針の変更等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしと認め、第30号議案は原案のとおり承認します。

【第31号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

【第32号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について】

【第33号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について】

議長 続いて、第31号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」、第32号議案「小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について」、第33号議案「船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」を一括で上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第31号議案、第32号議案及び第33号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

小川主査 （資料2により、令和4年7月8日から令和4年8月8日を申請期間とし、令和4年7月4日に公示予定であること等を説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 潜水器漁業については、新規許可は認められないとの理解で良いですか。組合員から要望があるが、新規は絶対認められないと断りたい。

小川主査 潜水器漁業は定数を定めて公示する漁業であるため、優先順位第1位である既存許可受有者が全員申請してきた場合は、新たな申請者には許可されません。

箱崎委員 操業区域が限定されているため、既存許可受有者が同意しないと定数は増やせず、新たな申請者には許可されないということでしょうか。

濱松委員 廃業見合いの引継ぎであれば、定数内なので新規許可されるのではないですか。

小川主査 廃業見合いであれば定数内ではありますが、申請者ごとに操業区域ごとの漁業権者の同意書が必要であるため、漁業権者の同意書がなければ認められません。

濱松委員 少し話がずれてしまいました。私が確認したいのは、新たな操業区域で潜水器漁業の新規許可は検討の余地があるのかということです。

高橋委員 そもそも潜水士の資格を持って組合員がいらっしゃるのですか。

濱松委員 海洋護岸工事で潜水作業を行っているため、潜水士の資格を持っている准組合員がいます。このため、潜水器漁業を行いたいと希望しています。

福地次長 濱松委員のご質問を整理しますと、現在許可要領に設定していない区域を新たに操業区域に設定して許可を受けたいとの要望があるとの話だと思われま。潜水器漁業は、漁業権内でなければ操業が成り立たない漁業種類であるため、漁業権者である漁業協同組合内で調整がつくと認められ、共有漁場の場合は近隣の漁業協同組合とも調整を要します。このように調整上支障がないかを一つずつ整理していく必要があるため、新たな操業区域の設定は容易ではありません。

濱松委員 潜水器はこれ以上増やすべきではなく、自分としては断りたい。しかし、他の漁業協同組合で許可事例があるため、漁業協同組合の同意があれば検討されるのであれば、組合員からは応援してもらえないのかとの話になります。絶対に認められな

いと説明したいのですが、漁業協同組合の同意以外に説明理由があれば教えてもらいたい。

箱崎委員 漁業協同組合で同意書を出さなければ、県から許可されることはないのだから、県に相談に行ってもそのように断ってもらえば済むのではありませんか。

濱松委員 もちろん漁業協同組合として反対しているので同意書を出すことはありません。しかし、そのような回答をするとどうして組合は反対するのかと責められるため、他に良い断わり方がないでしょうか。

川岡委員 県に相談に来ても漁業協同組合の同意が必要だと、はっきり断ってもらえば済むのではないしょうか。

米田委員 少なくとも准組合員に許可されるような漁業種類ではないでしょう。

議長・箱崎委員 そのとおり。現在の潜水器漁業許可は正組合員に対して出されています。

議長 他にご意見はございますか。

箱崎委員 現行の操業区域について、新たに潜水器漁業許可を行う場合は、既存許可受有者からも同意を得るのでしょうか。限られた区域で人数が増えるとトラブルのもとになります。

小川主査 そもそも定数があるため、定数以上に許可されることはありません。廃業があった場合に、定数を維持するか、減らすのかについては、海区漁業調整委員会にお諮りします。

濱松委員 廃業があった場合に定数をどうするのかという方針は、はっきりさせておく必要があります。

小川主査 潜水器漁業については、容易に許可すべき漁業ではありませんが、今後のために定数は維持したいとのご意見があるかもしれません。

米田委員 廃業したら定数を減らせばよいと考えます。

箱崎委員 定数3の区域について、1件廃業が生じれば定数を2に減じるのがよいでしょう。

濱松委員 そのような整理をしてもらえれば、組合員にも説明しやすい。廃業した枠が引継げるなら、その枠を引継げるよう調整して欲しいと組合員から求められる。潜水器漁業については、県も固く整理してもらいたい。

議長 長 一代限りということですね。廃業すれば定数を減ずるという整理にしないと、今後調整がつかない事態が生じる可能性があります。

議長 長 他にご意見も無いようですので採決に移ります。採決は議案ごとに行います。

第31号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 長 異議なしということで、第31号議案は原案のとおり承認します。

議長 長 続いて、第32号議案「小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案

のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第32号議案は原案のとおり承認します。

議長 次に、第33号議案「船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第33号議案は原案のとおり承認します。

【第34号議案 山口・広島及び広島・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について】

議長 次に、第34号議案「山口・広島及び広島・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容及び資料3により、第34号議案の提案理由を説明した。）

議長 お亡くなりになった中島委員の後任になりますが、どのように致しましょうか。

濱松委員 中島委員が選任されていた愛媛と山口の連合海区委員については、後任の林委員に担当いただけたらよいと思います。

議長 林委員を推薦するご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 林委員、お引き受けいただけますでしょうか。

林委員 はい。やらせていただきます。

議長 それでは、山口及び愛媛の連合海区委員会の委員は林委員に努めていただくということで、よろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第34号議案について、山口及び愛媛の連合海区委員会の委員は林委員を選出することで決定します。林委員よろしくお願いします。また、愛媛との連合委員をお勤め頂いた野田委員、ありがとうございました。

(2) 協議事項

【第35号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議長 それでは、協議事項に移ります。

第35号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」です。内容について、事務局から説明してください。

福地次長 （資料4により、山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定（案）及び開催予定等について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

議長 ご意見はありませんか。

議 長 ご意見がなければ採決に移ります。第35号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしと認め、第35号議案は原案のとおり承認します。

(3) 報告事項

【瀬戸内海広域漁業調整委員会指示について】

議 長 続いて、報告事項に移ります。

「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示について」です。内容について、事務局から説明してください。

木村主査 (資料5により、さわら漁業に関する事、くろまぐろ遊漁に関する事について説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

川下委員 遊漁者へのくろまぐろ制限に対して、どのように周知を図られているのでしょうか。

濱松委員 あくまで報告なので、どこまで数量が把握できるかは疑問です。山口県の日本海側では、遊漁も盛んに行われていると聞きます。

海野委員 くろまぐろ遊漁は全面禁止ではなかったでしょうか。

福地次長 一時期はそういう制限がありました。管理期間が変わったため、新たな制限が始まりました。また、遊漁者への周知については、国及び県のホームページで指示内容を表示しています。あわせて、遊漁船業者を通じて、遊漁者への周知を図っています。

濱松委員 昨年、沼田川河口で遊漁者が30キログラム程度を釣り上げていた。

議 長 瀬戸内海にも小型まぐろが、いくらかは入ってくるんでしょうね。

議 長 他にご意見はありませんか。

(意見なし)

【全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員の表彰について】

議 長 続いて、「全国海区漁業調整委員会連合会海区漁業調整委員の表彰について」です。内容について、事務局から説明してください。

福地次長 (高田委員が就任10年以上であるため、表彰に至った経緯について説明した。)

議 長 (表彰状を代読して授与した。)

高田委員 ありがとうございます。

議 長 高田委員、おめでとうございます。

(3) その他

議 長 それでは、その他に移ります。

「令和4年度海区漁業調整委員会の開催予定について」事務局から説明してください。

福地次長 (資料6により、令和4年度海区漁業調整委員会の開催予定について説明した。)

議 長 本日予定されていた議題はこれで終わりましたが、委員の皆様から何かございますか。

濱松委員 資料としてパンフレットを配布してもらっていますが、この委員会でも長年課題提起してきました、たこ釣り遊漁への啓発活動を始めの準備ができました。取り組みへの賛同機関として、趣旨に賛同いただける漁業協同組合の名前を加えさせてもらえればと考えています。

5月連休頃から遊漁船や遊漁乗合船が増えてきており、たこのサイズは少し大きくなってきましたが、漁獲量が増えず、漁業者は非常に苦慮しています。組合員から早く啓発活動を始めて欲しいとの声があり、今週土曜日から海上で啓発を行う予定です。このほか、釣り道具店などにも啓発パンフレットを配りたい。

川岡委員 各漁業協同組合へパンフレットを送られてはいかがでしょうか。

濱松委員 それでは、各漁業協同組合へパンフレットを送らせてもらってもよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

濱松委員 ありがとうございます。それでは、各漁業協同組合へ少しずつですがパンフレットを送らせてもらいます。

米田委員 たこに関連してですが、たこつぼの数は制限できないのでしょうか。あなご筒は個数制限があるでしょう。三原だけでなく、広島湾でもたこが獲れなくなってきていますので、何らかの制限を行うことはできないのでしょうか。

福地次長 不可能ではありませんが、まずは実態等の調査をしてからでないと検討できません。

米田委員 たこつぼは操業区域も制限がなく緩すぎるので、かき筏の下には必ずたこつぼが設置してあり、総じて何十万個になるのではないのでしょうか。県全体で制限の検討をお願いしたいと思います。

米田委員 もう一件だけ。いわし船びき網について、阿多田島漁協の組合長に聞いたところ、1月と2月は市場に生鮮いわしを出荷するために早朝4時から操業していたが、最近はその時期に生鮮出荷はないとの話でした。夜明け以降7時頃からの操業であれば、去る1月の事故は防げたはずであり、操業時間を見直してもらいたい。生鮮出荷もないのであれば、操業上の支障もないと思われます。なお、昨日も同じ水産会社が大黒神島の筏で衝突事故を起こしました。迂回しても10分も変わらないのに、

筏の間を航行するから事故が起こるのだと思います。

また、えびこぎ網は稚魚保護のために沿岸部は操業できないのに、いわし網は操業できること、いわし以外を目的とした操業が横行していることへの対応も検討してもらいたい。

議 長 他にありませんか。

無いようであれば、これをもちまして第483回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(15時11分閉会)